

自転車の 交通ルールを 守ろう!

こんな運転も青切符!
反則金の納付が
必要になります!

※一部を抜粋

対象年齢
**16歳
以上**

ながらスマホ

【携帯電話使用等(保持)】

反則金 **12,000円**

2台並んで走る

【並進禁止違反】

反則金 **3,000円**

一時不停止

【指定場所一時不停止等】

反則金 **5,000円**

傘差し運転

【公安委員会遵守事項違反】

反則金 **5,000円**

逆走

車道の右側通行

【通行区分違反】

反則金 **6,000円**

比較的軽微な交通違反に対して
青切符(反則金の納付)が適用されます

※交通反則通告制度/令和8年4月1日に導入



警察官の指導や警告を受けた場合は
すみやかに従わなければなりません。

反則行為 = 青切符の交付 + 反則金を納付

特に悪質性の高い違反行為は
赤切符が適用され、刑事手続となります

- ★ ながらスマホで道路における
交通の危険を生じさせた場合
- ★ 危険運転をした結果、
歩行者と衝突した場合 など



ルールを守って安全運転をしましょう

愛媛県警察

詳しくは
こちら



警察庁自転車ポータルサイト